

Q 1 : なぜ今回抽出したのですか。

A 1 : 近年の全国的な災害では、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所においても、土砂災害が発生している状況が見られるため、国は令和2年度に「土砂災害防止対策基本指針」を変更し、「高精度な地形情報を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努める」こととしました。  
これを受け、土砂災害警戒区域等の指定に向け、新たに「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の抽出を行ったものです。

Q 2 : 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」とは何ですか。

A 2 : 高精度な地形情報を活用し、「地形要件」と「社会要件」が重なる箇所を、地図上で抽出した箇所です。  
「地形要件」は、土砂災害警戒区域の指定条件とし、  
「社会要件」は、日常生活において人が一定時間滞在する可能性のある施設として、「何らかの建物がある箇所」としました。

地形要件	+	社会要件
<b>【急傾斜】</b> 傾斜30度以上 比高5m以上の箇所		県民の生命と身体の保護の観点から、地図上に表現されている <b>何らかの建物を含む</b> 箇所  (家、集合住宅、店舗、事業所、工場、納屋、倉庫、車庫、資材置場など)
<b>【土石流】</b> 土砂流出が想定される範囲		

Q 3 : 今回抽出し、公表した箇所は、何箇所ありますか？

A 3 : 今回抽出し、公表した箇所は、県内で約2万箇所です。

Q 4 : 今回公表した箇所を確認することはできますか？

A 4 : 「岡山県防災砂防課 HP」で確認ができます。  
(<https://www.pref.okayama.jp/page/723099.html>)

また、「おかやま全県統合型 GIS」で確認することも可能です。  
(防災砂防課 HP にもリンクを掲載しています。)  
(<https://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>)

<p>高精度な地形情報を活用し抽出した、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」に関するよくある質問と回答</p>	<p>Q 5 : 今回公表した箇所は、今後どのように対応していくのですか？</p>
	<p>A 5 : 今回公表した箇所の内、建物等の実態を確認しながら、当面の間、人家を中心に基礎調査を進めます。 その後、基礎調査が完了した箇所から順次、区域指定を行っていきます。 なお、基礎調査の結果、地形要件等により、今回公表した範囲が変更となったり、指定が不要となる箇所もあり得ます。  地形要件等の詳細は県HPの「土砂災害防止法」ページをご確認ください。 (<a href="https://www.pref.okayama.jp/page/677882.html">https://www.pref.okayama.jp/page/677882.html</a>)</p>
	<p>Q 6 : 今回公表した箇所は、すべて基礎調査を実施するのですか？</p>
	<p>A 6 : 今回公表した箇所の内、建物等の実態を確認しながら、当面の間、人家を中心に基礎調査を行うため、現時点では、すべての箇所について実施する予定はありません。(Q 5 参照)</p>
	<p>Q 7 : 基礎調査が完了する時期は？</p>
	<p>A 7 : 基礎調査対象箇所は、相当数になると考えています。 そのため、すべて完了するまでには、相当の期間を要すると想定しており、完了する時期は未定です。</p>
	<p>Q 8 : なぜ今回抽出した箇所を公表するのですか？</p>
	<p>A 8 : 基礎調査対象箇所は、相当数になる見込みであり、基礎調査を実施し区域指定を行うまでには、相当な期間を要すると想定しています。 このため、まずは土砂災害に対するリスク情報をいち早く県民にお知らせすることで、避難行動に役立てていただきたいと考え、公表を行うものです。</p>
	<p>Q 9 : 今回の公表により、何か規制が発生しますか？</p>
<p>Q 9 : 公表により、直ちに規制が発生するものではありません。 基礎調査の結果、指定要件を満たす事が確認され、土砂災害警戒区域等に指定された場合には、規制が発生する場合があります。</p>	

<p>高精度な地形情報を活用し抽出した、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」に関するよくある質問と回答</p>	<p>Q10：なぜ、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定をする必要があるのですか？</p>
	<p>A10：土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図ることが土砂災害防止法の目的であることから、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことは必要であると考えています。</p>
	<p>Q11：「今回公表した箇所」及び「既存の土砂災害警戒区域等に指定されている箇所」以外では、土砂災害は発生しないと考えてよいのですか？</p>
	<p>A11：「今回公表した箇所」及び「既存の土砂災害警戒区域等に指定されている箇所」以外でも、土砂災害の発生する可能性はあるため、大雨時などには事前に避難し、斜面には近づかないようにするなど、災害から身を守る行動をとるようお願いいたします。</p>
	<p>Q12：土砂災害警戒区域の指定等により、資産価値が下がるのではないですか？</p>
	<p>A12：土砂災害警戒区域等の指定は、基礎調査により、その土地が持つ危険性を明確にするものです。区域指定によって土砂災害の危険性や土地の状況が変わるものではありません。 資産価値については、その土地に内在する諸条件（利便性や安全性、周辺環境など）を考慮した上、適正な水準として市場で評価されるものです。</p>
	<p>Q13：今回公表した箇所の内、現在進行形で地形改変が行われている場合の取扱いはどうなりますか？</p>
	<p>A13：地形改変が行われている箇所については、地形改変が終了し、地形形状が確定した後に基礎調査を行い、指定要件を満たす事が確認されれば、区域指定を行います。</p>
	<p>Q14：今回公表した箇所の内、特定の箇所についての調査の有無、調査時期はわかりますか？</p>
	<p>Q14：各市町村を担当している県民局・事務所、又は、防災砂防課までお問い合わせください。（Q15参照） なお、当面の間は、人家を中心に基礎調査を進めるため、問い合わせのタイミングによっては、調査の有無や時期が「未定」の場合もあります。</p>

高精度な地形情報を活用し抽出した、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」に関するよくある質問と回答

Q15：今回公表した箇所に関する、連絡先は？

A15：市町村ごとに担当する県民局・事務所がありますので、そちらにお問い合わせください。  
また、県庁の防災砂防課でも結構です。

- ・岡山市、吉備中央町、玉野市、瀬戸内市  
⇒備前県民局建設部 管理課（第二班） TEL:086-233-9877
- ・赤磐市、和気町、備前市  
⇒備前県民局建設部 東備地域管理課 TEL:0869-92-5172
- ・倉敷市、総社市、早島町  
⇒備中県民局建設部 管理課（第二班） TEL:086-434-7080
- ・井原市、矢掛町、浅口市、里庄町、笠岡市  
⇒備中県民局建設部 井笠地域管理課 TEL:0865-69-1634
- ・高梁市  
⇒備中県民局建設部 高梁地域管理課 TEL:0866-21-2854
- ・新見市  
⇒備中県民局建設部 新見地域管理課 TEL:0867-72-9170
- ・津山市、美咲町、久米南町、鏡野町  
⇒美作県民局建設部 管理課 TEL:0868-23-1437
- ・真庭市、新庄村  
⇒美作県民局建設部 真庭地域管理課 TEL:0867-44-3116
- ・美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村  
⇒美作県民局建設部 勝英地域管理課 TEL:0868-73-4061
- ・本庁連絡先  
⇒岡山県庁土木部 防災砂防課（砂防班） TEL:086-226-7482